

平成29年度 第66回社会福祉大会 決議事項の結果

平成29年10月19日に開催した第66回富山県社会福祉大会における決議事項について、富山県、富山県議会など関係方面に要望書を手渡し、その実現を強く要望したところ、その結果の概要は次のとおりです。

1 身近な地域における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供について

- (1) 「ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業」を介護予防・日常生活総合支援事業とともに地域において発展的に展開し、住民と専門職が協働で取り組む体制の充実強化や、住民が主体的に地域課題を発見・解決していく力の向上を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・地域住民が自らニーズを把握し、見守りや安否確認、買い物代行などを行う「ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業」については、引き続き実施地区数が増加するよう支援するとともに、ケアネット活動コーディネーターを対象とした研修等に対し助成するなど、ケアネット活動の質的な向上を支援していくこととされている。

- (2) 地域包括ケアシステム構築にあたり、サービスや支援内容が市町村の地域課題に適合して展開されるよう研修の充実等支援策を講じられたい。また、様々な福祉・生活課題を抱える人々に対し適切な支援が提供されるよう、地域活動の担い手養成や地域資源の開発・連携等への支援を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・県として市町村ごとの総合事業のサービス内容や担い手等に大きな格差が生じることがないように配慮し、担い手（地域資源）の連携体制を十分確保していくことが必要と考えているところであり、地域資源の創出・連携体制を確保するため「生活支援コーディネーター」の配置や協議体の設置のための各種研修の開催などに取り組むこととされている。また、多様な生活支援サービスの担い手を確保できるよう、県民の担い手としての参加意識を醸成するための普及啓発等に取り組むこととされている。

- (3) 生活困窮者自立支援制度の要である相談支援員の体制強化や養成研修等の取組強化を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、①相談支援員や就労支援員等の育成や資質向上のため、国の養成研修の受講促進、②生活保護や福祉などの関係機関との連携強化、③認定就労訓練事業所など生活困窮者に対する支援を行う団体等との連携強化等に市町村とともに取り組むこととされている。

- (4) 制度創設 100 周年を迎えた民生委員・児童委員の活動が今後さらに発展するよう、県・市町村・単位民生委員児童委員協議会の育成強化及び民生委員児童委員活動への支援並びに、民生委員・児童委員の存在や役割を住民へ周知するための広報強化や活動しやすい環境の整備を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・民生委員・児童委員の資質向上と活動の活性化を図ることは、地域福祉を推進する上で、大変重要なことであると考えており、各種研修や民生委員・児童委員が新たな地域福祉課題に対応できるよう民生委員児童委員ネットワーク促進事業等活動支援を強化しており、今後も支援の充実を図っていくこととされている。また、引き続き民生委員・児童委員の円滑な活動に資する広報等を積極的に図っていくこととされている。

- (5) 成年後見制度の利用促進に向け、地域住民、行政、関係機関等の連携による総合的な権利擁護支援体制の構築を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・高齢者や障害者の権利擁護を図るため、市町村において「成年後見制度利用支援事業」を行っているが、高齢の障害者などいずれの窓口にも相談すべきか困惑する場合もあり得ると考えられることから、各窓口が十分連携を図り、相談者に負担が生じないよう市町村に助言していくこととされている。

- (6) 障がい者の自立と社会参加を促進するため、生命と尊厳が守られ、地域において安心して暮らせるよう基盤整備や権利擁護体制の充実を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・地域において安心して暮らせる基盤として、入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して地域の理解促進に努めつつ、日中活動の場（生活介護事業、就労支援事業等）と住まいの場（グループホーム）の整備を促進していくこととされている。
- ・平成 28 年 4 月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づく地域相談員の数を増員するなど、相談体制の充実を図っていくこととされている。

- (7) 社会全体で障がい者の尊厳に理解を深めるための取組みや障がいの正しい理解と差別・偏見の解消のため、県条例やガイドライン、配慮事例の周知・啓発など、包括的な共生社会の実現を目指した施策の一層の推進を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消に関する法及び県条例に基づき、相談体制の整備や共生社会について考えるフォーラムの開催、障害者差別解消ガイドラインの周知、活用の促進など、引き続き障害や障害のある人に対する県民の理解を深めるための取組みを進めていくこととされている。

- ・また、平成 30 年度からは、市町村や障害者団体と広く連携し、周囲の人々に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及に努め、合理的配慮が適切に提供されるよう取り組んでいくこととされている。

(8) 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭や地域における子育て施策、保育・社会的養護関係施策の拡充や児童虐待防止への対応策強化とともに、貧困の連鎖の防止に向け、地域における食事・学習・居場所の一体的な提供など様々な世帯の状況に応じた支援策を総合的に充実されたい。

(要望した結果報告)

- ・県民ニーズの高い病児・病後児保育、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブについて、国とともに助成を行い、実施箇所数が大幅に増加するなど子育て家庭への支援の充実が図られてきたところであるが、引き続き、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに努めることとされている。
- ・「社会的養護」を必要とする子どもへの支援のため、児童養護施設等の小規模ケア化を推進するための環境整備や家庭養護（里親等）を推進するための里親制度の普及啓発や里親の育成、入所児童の自立支援に向けた取組みを進めることとされている。
- ・子どもの貧困対策は、教育、生活、保護者の就労、経済支援など多岐にわたるため、関係部局、関係機関が連携し、切れ目のない支援を行う必要があると考えており、社会福祉協議会その他の団体とも連携・協力して取り組むこととされている。

2 福祉人材の確保・定着、育成について

福祉・介護、保育の仕事の意義や魅力を広く伝えるための広報啓発、次世代を担う福祉人材を行政、学校、福祉関係施設・団体等が連携し、地域全体で育むための事業等の拡充を図られたい。

また、人材確保対策の中核的役割を担う、富山県健康福祉・人材センター及び富山県保育士・保育所支援センター、福祉人材の養成・研修機関としての富山県福祉カレッジの機能強化を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・福祉・介護の魅力等を伝える様々な広報啓発事業に対して支援を行っているところであるが、県として人材の確保を進めていくために、県民に広く魅力ややりがいを伝えていくことが重要だと考えているところであり、引き続き事業を拡充していくこととされている。また、潜在保育士の掘り起こしが課題となっていることから、保育の仕事の意義や魅力を積極的に伝える取組を進めていくこととされている。

- ・福祉カレッジにおいて「中堅職員研修」を実施し、専門講師が介護施設等に直接訪問し、若手職員の指導や相談に携わることができるように中堅職員に指導やアドバイスを実施するなど、資質向上に対して支援しているところである。質の高い介護サービスの提供や若手職員の指導等、介護現場における中堅職員の役割は非常に重要なことから、引き続き定着化と資質向上を支援していくこととされている。

3 住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくりについて

地域を基盤とした学校における福祉教育・ボランティア学習の推進や、幅広い層へのボランティア活動に対する意識の向上を図るとともに、エイジレス社会の実現に向けた地域活動の担い手やリーダーの養成等、県民のボランティア活動推進体制の充実強化を支援されたい。

（要望した結果報告）

- ・児童・生徒が地域で取り組むボランティア学習の推進や、住民の地域活動へつながるボランティア養成講座、企業の社会貢献活動や社員のボランティア活動を促進するセミナーの開催など、ボランティア活動の参加促進を支援することとされている。
- ・元気な高齢者が年齢に関係なく生涯活躍できる「エイジレス（生涯現役）社会」の実現に向け、地域社会の担い手として活躍いただくための実践的講座である「エイジレス社会リーダー養成塾」について、その内容を拡充したうえで、引き続き実施することとされている。

4 利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上について

福祉サービスの質の向上や利用者の福祉サービス選択、福祉人材の確保、定着につながる第三者評価制度の推進、苦情解決体制の整備促進の強化を図られたい。

（要望した結果報告）

- ・第三者評価については、平成 17 年の富山県福祉サービス第三者評価推進機構の設置以降、評価調査者の養成・普及啓発などに取組んできたところであり、また、平成 30 年 4 月から評価基準を改定し、受審対象となるサービスが拡大されたところである。今後も引き続き PR 等を行い、さらなる受審率向上に向け取り組んでいくこととされている。
- ・運営適正化委員会について、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保や福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行うため、引き続き支援を行うこととされている。

5 地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援について

地域におけるセーフティネットとしての役割がより期待される社会福祉法人が、地域における公益的な活動に主体的に取り組み、地域の福祉・生活課題への対応ができるよう基盤整備を図るとともに、公共性・非営利性に基づく現行法人税制度を堅持されたい。

(要望した結果報告)

- ・社会福祉法人が地域における福祉ニーズを把握する機会を円滑に得ることができ、「地域公益活動」の実施体制の調整がされるよう支援していくこととされている。また、社会福祉法人の公共性・非営利性の前提となる、社会福祉法人の経営の強化等について支援し、公益法人等への課税の動きについても、今後とも注視していくこととされている。

6 災害時に対応できる地域づくりの推進について

- (1) 大規模災害時における災害時要配慮者に対する福祉支援体制の構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等の活動を推進されたい。

(要望した結果報告)

- ・災害発生時に、要配慮者への避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成や名簿情報の支援者等への提供、個別計画の策定等の対策が促進されるよう、市町村に対して、引き続き働きかけることとされている。

- (2) 災害ボランティアコーディネーター・リーダーの養成・確保や災害時要配慮者等の避難マニュアル作成等による避難行動支援のための具体的取組みの推進、福祉避難所の確保・運営体制の事前整備など福祉的視点による防災・災害支援活動の充実を図られたい。

(要望した結果報告)

- ・災害救援ボランティアコーディネーター・リーダーの養成研修を実施し、研修修了者を名簿登録するとともに、県総合防災訓練と合同で災害救援ボランティア実地訓練を行うこととされている。

7 福祉関係団体の育成・支援について

複雑化・困難化する福祉ニーズに対応するため、多種多様な福祉関係団体の活動等を支援されたい。

(要望した結果報告)

- ・複雑化・困難化する福祉ニーズに的確に対応するための多種多様な福祉関係団体に対する助成活動等に対して、引き続き支援していくこととされている。